

平成23年10月5日
消費者庁

「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」について

消費者庁では、①財産に対する重大な被害の拡大・防止のための行政措置、②行政による経済的不利益賦課制度、③財産の隠匿・散逸防止策について検討するため、各論点に応じた専門性を有する有識者等による研究会を開催することとしましたので、お知らせいたします。

1 趣旨

消費者庁に關係幹部を構成員（主査：消費者庁次長）とし、有識者及び關係省庁職員をアドバイザーとする「財産の隠匿・散逸防止策及び経済的不利益賦課制度に関する検討チーム」を設け、昨年12月以来、計9回にわたって議論を行い、本年8月18日にその検討結果を取りまとめたところです。

本研究会は、上記取りまとめにおいて提示された各論点について、各論点に応じた専門性を有する有識者等にお集まりいただき、關係機関・団体等の意見も踏まえつつ、今後の具体的な制度設計を進めていくために必要となる検討を行うものです。

2 検討課題

- ① 財産に対する重大な被害の拡大・防止のための行政措置
- ② 行政による経済的不利益賦課制度
- ③ 財産の隠匿・散逸防止策

3 研究会の位置付け

消費者庁長官の研究会として開催します。

4 構成メンバー等

別紙のとおりです。

5 検討スケジュール

平成23年10月18日に第1回を開催します。その後、月1回程度開催し、「2

検討課題」の①～③について、順次検討を行う予定です（適宜中間取りまとめを行う予定。）。

6 第1回研究会について

第1回研究会は、10月18日（火）10時から開催します。

事前に事務局に申し込むことにより傍聴が可能です（傍聴の申込み手続きについては、消費者庁ホームページで近日中にご案内します。）。

本件に関する問合せ先

消費者庁消費者制度課 南、佐川、岡田

TEL : 03(3507)9167 (直通)

FAX : 03(3507)9283

H P : <http://www.caa.go.jp/>

「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」委員等名簿

(委員)

◎小早川 光郎	成蹊大学法科大学院教授
磯辺 浩一	特定非営利活動法人消費者機構日本 専務理事
江野 栄	弁護士
鹿野 菜穂子	慶應義塾大学法科大学院教授
川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
後藤 準	全国商工会連合会 常務理事
佐野 真理子	主婦連合会 事務局長
島岡 聖也	株式会社東芝 法務部長
曾和 俊文	関西学院大学司法研究科教授
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
町村 泰貴	北海道大学大学院法学研究科教授
村 千鶴子	東京経済大学現代法学部教授
山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
吉川 萬里子	社団法人全国消費生活相談員協会 専務理事

(オブザーバー)

朝倉 佳秀	最高裁判所事務総局民事局第一課長
小林 康彦	法務省民事局参事官
鈴木 基代	独立行政法人国民生活センター相談情報部情報提供課長

(◎座長、座長を除き五十音順、敬称略)